

平成31年4月1日から証明発行窓口が変わりました

平成31年4月1日から、板橋都税事務所では主に窓口で対応する業務を民間事業者へ委託することにより以下の手続きが**1階窓口**でできるようになりました。



固定資産(土地・家屋)関係証明書

NEW

- ・固定資産(土地・家屋)評価証明書
- ・固定資産(償却資産)評価証明書
- ・固定資産(土地・家屋)関係証明書
- ・固定資産(償却資産)関係証明書
- ・固定資産(土地・家屋)物件証明書

申告・届出

- ・法人二税(法人住民税・事業税)
- ・事業所税
- ・自動車税(住所変更届)
- ・固定資産税(償却資産)※ **NEW**

(※平成31(2019)年12月1日以後の提出分に限る)

納付

都税の納付※

※派出所から窓口に移行

台帳閲覧

NEW

- ・土地・家屋(補充)課税台帳
- ・償却資産課税台帳
- ・土地・家屋名寄帳
- ・地籍図

納税証明

納税(課税)証明書

自動車税納税証明書(継続検査等用)



【 受付時間 】 8時30分から17時00分まで

【 お問い合わせ先 】

- 固定資産税に関する証明等: 固定資産税課 固定資産税班 TEL(3963)2117
- 納税証明 : 徴収課 徴収管理班 TEL(3963)2442

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防
止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。
ご理解とご協力をお願いいたします。